

令和4年定例会 2月定期議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和4年3月15日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和3年12月3日～令和4年2月2日

日時	活動区分	内 容	頁
12. 3 (金) 16:10～16:45	協 議	《委員のみ》 ■ 請願について ■ 12月定期議会中における調査事項について ■ 12月定期議会に係る委員会調査報告書について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名	—
12. 9 (木) 10:00～14:25	所管事務調査① (議案調査等)	《総務部》 ■ 登米市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について ■ 令和3年度登米市一般会計補正予算（第9号） ■ その他 ・ 令和3年度原子力防災訓練の予定について 《消防本部》 ■ 令和3年度登米市一般会計補正予算（第9号） ■ 「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について ■ 令和4年登米市消防団出初式の実施について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名 総 務 部 丸山部長ほか 12 名 消 防 本 部 大森消防長ほか 6 名	5
	協 議	《委員のみ》 ■ 委員会調査報告書について 〔出席者〕 須藤委員長ほか委員 7 名	—

日時	活動区分	内 容	頁
12. 13(月) 9:00～16:00	請願審査① 所管事務調査② (議案調査等)	■請願第1号 登米市「高森パークゴルフ場」の使用料とコースの部分的改善等に関する請願書 ・紹介議員に対する請願内容等の聞き取り調査 《まちづくり推進部》 ■令和3年度登米市一般会計補正予算(第9号) ■請願第1号 登米市「高森パークゴルフ場」の使用料とコースの部分的改善等に関する請願書 ・高森パークゴルフ場に関する調査 《上下水道部》 ■令和3年度登米市水道事業会計補正予算(第1号) ■令和3年度登米市下水道事業会計補正予算(第1号) ■保呂羽浄水場再構築事業について ■その他 ・登米市水道料金及び下水道使用料の改定について ・活性炭販売業者への損害賠償請求について 《総務部》 ■登米市国土強靱化地域計画(素案)について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 紹介議員 中澤宏 議員、武田節夫 議員、佐藤千賀子 議員 まちづくり推進部 佐藤部長ほか5名 上下水道部 佐藤部長ほか8名 総 務 部 丸山部長ほか9名	9
	協 議	《委員のみ》 ■委員会調査報告書について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
12. 15(水) 10:00～11:20	請願審査② (現地調査)	《まちづくり推進部》 ■請願第1号 登米市「高森パークゴルフ場」の使用料とコースの部分的改善等に関する請願書 ・現地調査 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか2名	—

日時	活動区分	内 容	頁
12. 17(金) 10:00～12:00	請願審査③ (参考人招致)	■請願第1号 登米市「高森パークゴルフ場」の使用料とコースの部分的改善等に関する請願書 ・参考人（請願者）の意見聴取 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 参考人 登米市高森P.G.C会長 ほか7名	—
1. 17(月) 10:15～11:40	協 議	《委員のみ》 ■請願について ■旧仙台学寮の現地調査について ■意見募集の結果について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	18
1. 31(月) 11:00～12:00	所管事務調査③ (現地調査)	《総務部・産業経済部》 ■旧仙台学寮の利活用検討に係る現地調査について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 総 務 部 丸山部長ほか2名 産業経済部 佐藤地域ビジネス支援課長	21

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査①】

1. 日 時：令和3年12月9日(木) 午後1時～午後2時
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：
＜消防本部＞
「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について
4. 出席者：委員長 須藤 幸喜、副委員長 八木 しみ子
委 員 熊谷 康信、鈴木 実、首藤 忠則、岩淵 正宏、
伊藤 栄、氏家 英人

(消防本部) 消防長 大森 透、次長兼予防課長 小野寺 敏彦、
消防総務課長 佐々木 祐也、課長補佐 熊谷 智洋、
警防課長 木戸浦 邦彦、
指令課長 佐藤 一哉、指令1係長 須藤 勇

(議会事務局) 主査 大久保 潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について

（概 要）

登米、石巻、気仙沼・本吉の3消防本部が検討している高機能消防指令センターの共同運営について調査したもの。

1. 国の動き

○平成29年「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を定める。

- ➡ 消防事務の一部において柔軟な連携・協力を求め、特に消防通信指令施設を共同で整備し運用することは、消防力の効率的運用や費用面における削減効果など、住民サービスの向上や行財政上の有効性が認められることから、共同運用の推進に努めることとされている。

（令和2年度現在：全国47地域、192消防本部が実施済み）

2. 県の動き

○令和2年に「宮城県消防広域化推進計画」を改訂。

- ➡ 自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重し支援することを明記し、令和2年10月に「第1回宮城県消防指令業務共同運用検討委員会」が開催された。

3. 登米市消防本部の通信指令施設の整備状況と機器更新時期について

平成20年4月の運用開始以来、各機器を更新しながら現在13年が経過している。また、多くの機器が耐用年数を迎える令和7年度には、全面的な更新時期となり多額の経費を要する。

4. 宮城県消防指令業務共同運用検討委員会における協議内容

- ・令和2年10月に開催された第1回宮城県消防指令業務共同運用検討委員会に9消防本部（仙台市消防局、大崎地域消防本部は不参加）が参加し、参加消防本部を2ブロックとする作業部会を設置する。

県北ブロック	登米市消防本部、石巻地区消防本部、栗原市消防本部、 気仙沼・本吉地域消防本部、黒川地域消防本部
仙南ブロック	名取市消防本部、仙南地域消防本部、あぶくま消防本部

- ・作業部会において協議が行われ、令和3年3月に開催された第2回宮城県消防指令業務共同運用検討委員会で、指令業務の共同化に関する各消防本部の方針が示された。

《県北ブロック 各消防本部の方針》

○登米市消防本部 ・ 県、消防課指導のもと共同運用を目指したい。
○石巻地区消防本部 ・ 財政面及び運用面で効果的と判断された場合は共同運用を実施する。
○気仙沼・本吉地域消防本部 ・ 指令システムの更新時期、財政的な状況から共同運用に向けて推進する。
○栗原市消防本部 ○黒川地域消防本部 ・ 単独で整備する。

5. 消防指令業務の共同運用の効果

(1) 市民サービス面の効果

- ア 構成市町の災害発生状況や消防車両の出動状況等の情報を一元管理することで、救急事故多発時や大規模火災発生時、通報の受信と同時の応援出動により効果的・効率的な消防応援体制の確立が可能となる。
- イ 応援出動時、はしご車や化学車等の特殊車両の有効活用が可能となる。
- ウ 出動可能な隊がなくなった場合に、共同運用をしている他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」や「直近応援出動」が可能となる。
- エ 全面開通した三陸自動車道の更なる安全確保が図られると共に、災害に対処する初動体制が整えられ、消防力の向上が可能となる。

(2) 行財政面の効果

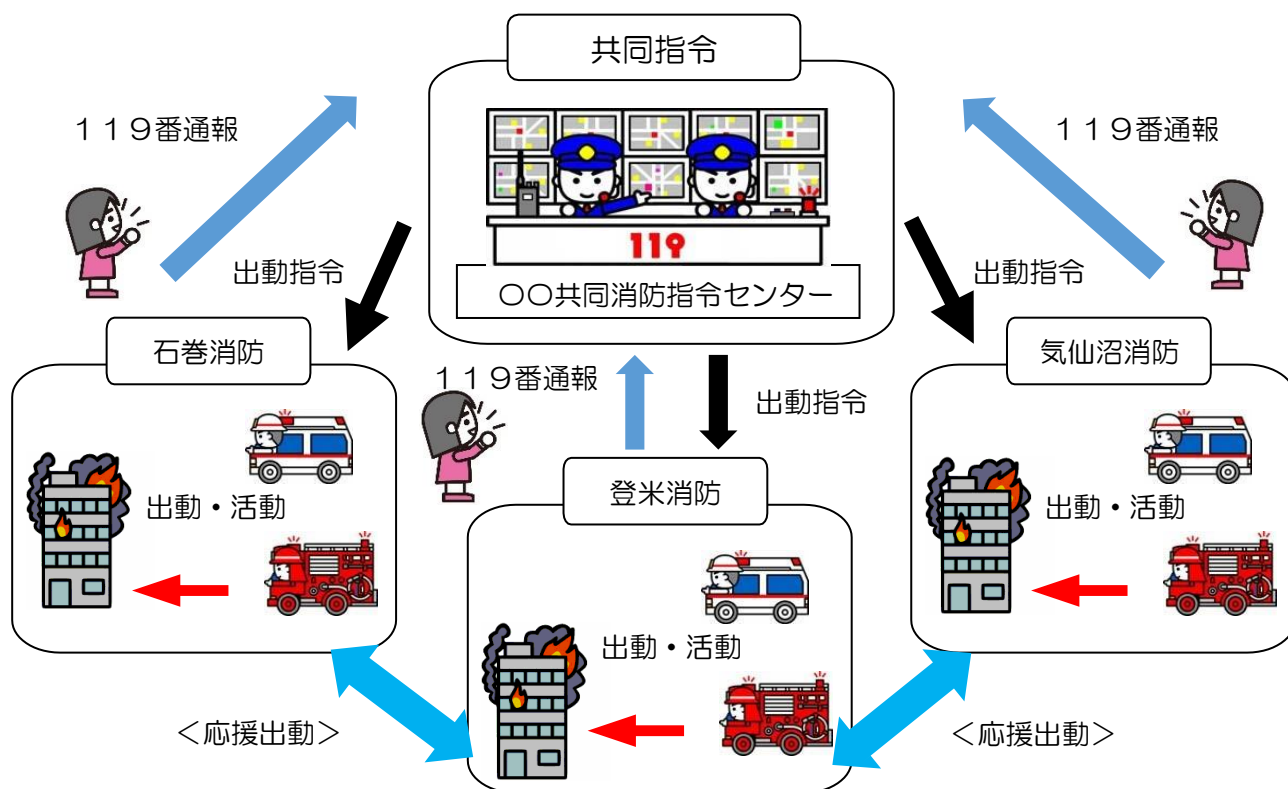
国の指針に基づき共同化することで、国の財政措置（緊急防災・減災事業債：充当率 100%、地方交付税算入率 70%）が活用できるため、構成市町の費用負担の削減が図られる。また、指令業務に従事する職員数が削減され、現場要員の増強が図られる。

6. 今後の動き

総務省消防庁が行った、既に共同運用を実施している消防本部を対象としたアンケート結果では、住民サービス面・財政面について効果が得られたとの回答であり、本市においても市民サービスの向上が見込まれる。

登米市消防本部としては、市民への行政サービスの維持・向上、さらには将来の人口減少社会に向けた消防の体制づくりを検討しながら、消防の連携・協力に基づく指令業務の共同運用の在り方について、関係消防本部と協議を重ねていくこととしている。

消防指令業務の共同運用イメージ



※共同消防指令センターで、それぞれの管轄の災害発生状況等の情報を一元管理する。

(所 見)

国は、平成 20 年に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を定め、特に消防通信指令施設を共同で整備し運用することは、消防力の効率的運用や費用面における削減効果など、住民サービスの向上や行財政上の有効性が認められることから、共同運用の推進に努めることとしており、令和 2 年度現在、全国 47 地域、192 消防本部が実施済みとなっている。特に緊急防災・減災事業債が活用できるため、構成市町の費用負担の削減が図られることとなっている。

本市においては、平成 20 年 4 月の通信指令施設の運用開始以来、各機器を更新しながら現在 13 年が経過しており、多くの機器が耐用年数を迎える令和 7 年度には全面的な更新時期となり、多額の経費が必要と見込まれている。

市当局におかれては、引き続き、住民サービスと財政の両面から、関係機関等と十分に協議、検討されたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査②】

1. 日 時：令和3年12月13日(月) 午後1時～午後4時

2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室

3. 事 件：

＜上下水道部＞

保呂羽浄水場再構築事業について

＜総務部＞

登米市国土強靱化地域計画（素案）について

4. 出席者：委員長 須藤 幸喜、副委員長 八木 しみ子
委 員 熊谷 康信、鈴木 実、首藤 忠則、岩淵 正宏、
伊藤 栄、氏家 英人

（上下水道部）部長 佐藤 嘉浩、次長 千葉 智浩、
参事兼経営総務課長 細川 宏伸、課長補佐 佐々木 隆、
水道施設課長 鈴木 安宏、課長補佐 高橋 広人、
水道整備係長 落合 敏之、
下水道施設課長 千葉 伸一、課長補佐 杉田 将幸

（総務部）部長 丸山 仁、理事兼政策推進監 小野寺 憲司、
次長兼税務課長 佐藤 靖、
次長兼市長公室長兼生活経済支援推進本部事務局長 櫻 節郎、
危機管理監兼防災危機対策室長 脇本 章、
市長公室長補佐 遠藤 林市、
財政経営課長 岩渕 治、課長補佐 菊地 満、
防災危機対策室長補佐 大石 晃也、
防災危機対策室長補佐 遠藤 寛之

（議会事務局）主査 大久保 潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

■保呂羽浄水場再構築事業について

(概 要)

保呂羽浄水場は供用開始から 40 年以上が経過しており、耐震性の問題や機械・電気設備の老朽化、また、近年の水源水質変化やより安全・安心な浄水水質を確保するため、膜ろ過方式による浄水場の更新を行う。今回は再構築事業の実施方針（案）について調査した。

【事業概要】

1. 事業方式及び発注方式

①事業方式・・・DBM方式

(※ Design (設計) -Build (建設) -Maintenance (維持管理) を一括して委ねる方式)

②発注方式・・・公募型プロポーザル方式

2. 整備施設の概要

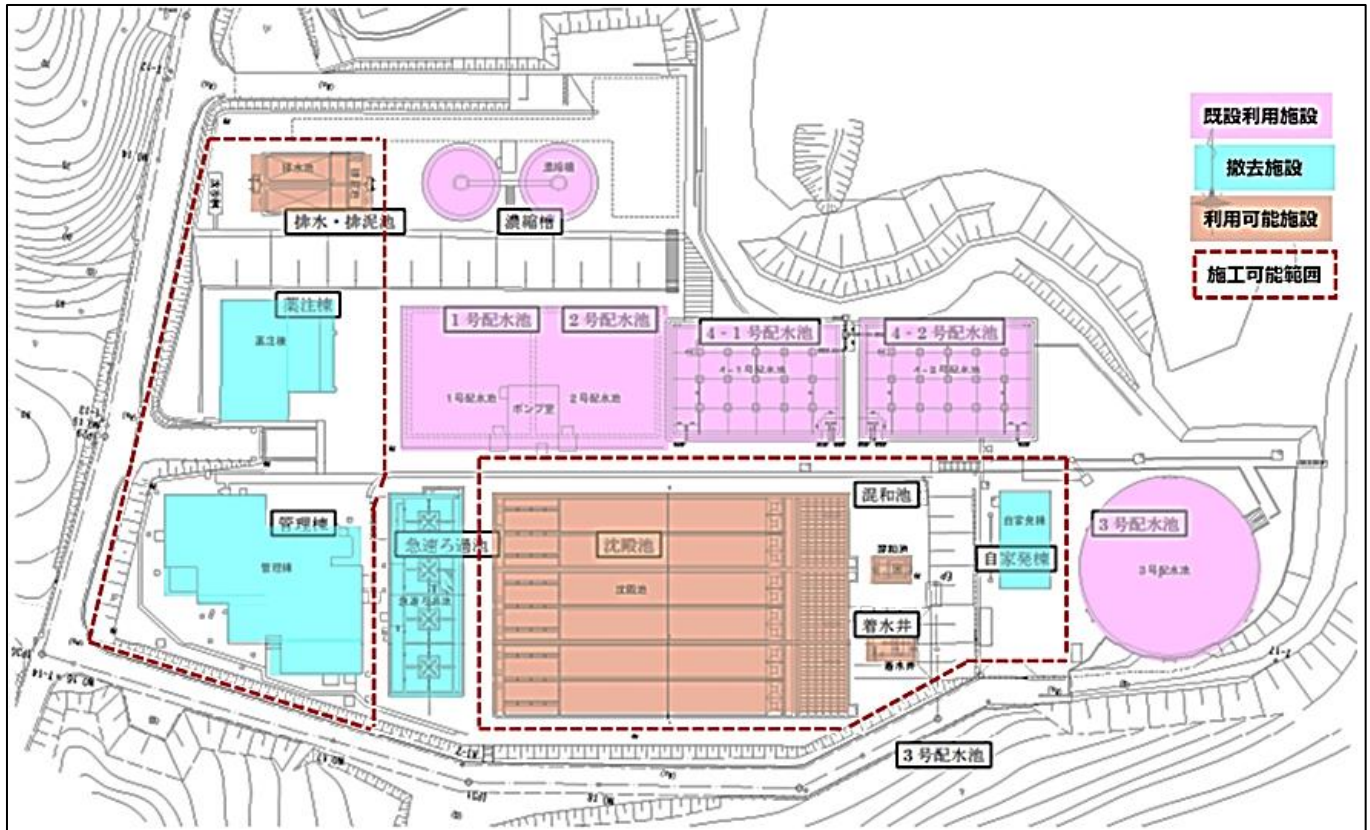
①既設施設概要

項 目	内 容
施設名称	保呂羽浄水場
水利権量（取水量）	31,300m ³ /日
公称能力（非常時給水量）	36,000m ³ /日
水源種別	一級河川北上川水系北上川表流水
浄水処理方式	凝集沈澱・急速ろ過方式
排水処理施設	天日乾燥床

②本事業で整備する計画水量

項 目	内 容	計画一日最大給水量に対する割合
計画一日最大給水量	26,000m ³ /日	100.0%
計画一日平均給水量	22,000m ³ /日	84.6%
計画一日最小給水量	一日平均給水量に対し90%程度	
非常時給水量	30,700m ³ /日	118.1%
計画浄水量及び公称能力	浄水ロス等を考慮したうえで、事業者提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量以上、公称能力は非常時給水量以上とする。	
参考：水利権水量	0.362m ³ /秒（31,300m ³ /日） 一級河川北上川水系北上川表流水	

3. 施工箇所（保呂羽浄水場工事施工箇所）



4. 事業スケジュール

(ア) 基本契約の締結	令和5年1月
(イ) 設計及び建設請負契約の締結	令和5年4月
(ウ) 保全管理業務委託契約の締結	令和11年9月
(エ) 設計・建設期間	令和5年4月～令和13年3月
(オ) 保全管理期間（20年間）	全量通水開始日～20年間

【事業者の募集及び選定に関する事項】

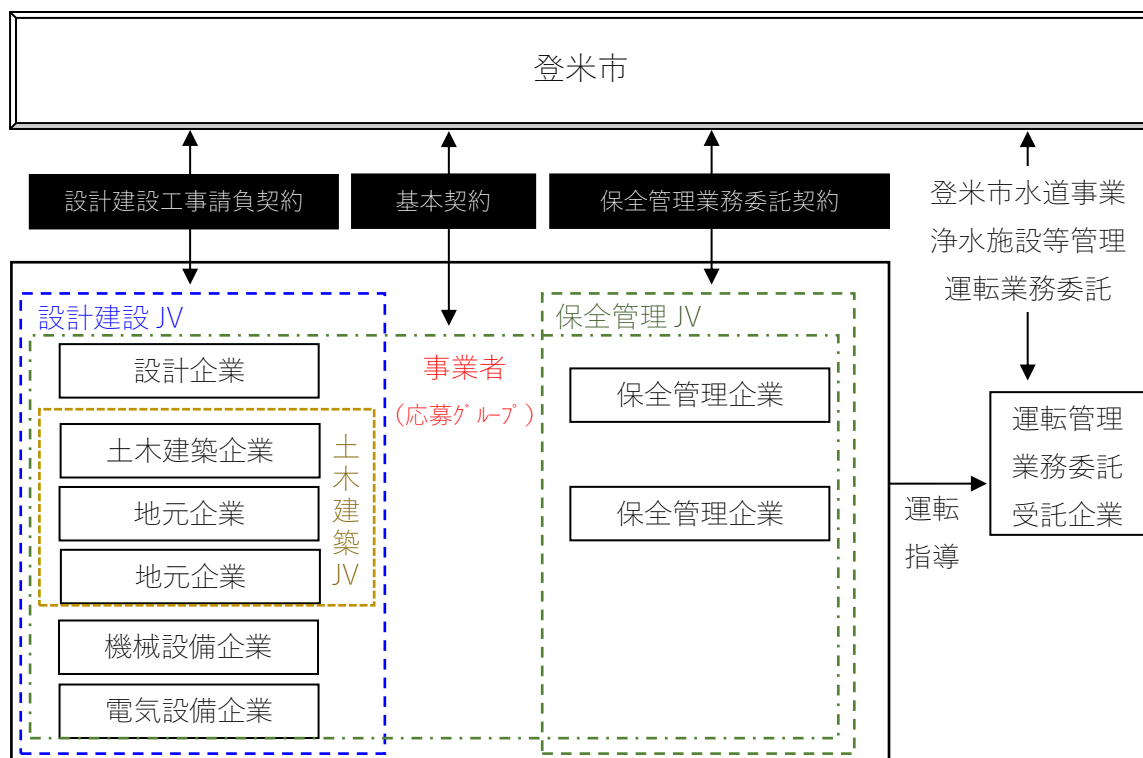
1. 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式随意契約により実施する。

2. 委員会の設置

応募グループの提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する「保呂羽浄水場再構築事業事業者選定委員会」を設置する。

3. 応募者の構成等（事業スキーム（イメージ））



4. プロポーザル参加資格要件

①共通事項

国内において、表流水を原水とする公称能力5,000m³/日以上以上の能力を有する浄水場の完成実績を有すること。また、保全管理企業については、浄水場の1年以上の保全管理業務の実績を有すること。

②地元企業

土木建築企業については、登米市内に本店・本社のある地元企業を1社以上含めた、共同企業体を組成すること。

5. 事業者選定スケジュール

実施事項	日程
実施方針の公表	令和3年12月13日
実施方針に関する質問、意見等の受付	令和3年12月13日～令和4年1月7日
実施方針に関する質問、意見等への回答公表	令和4年2月上旬
プロポーザル募集要項の公表	令和4年4月下旬
募集要項等に関する説明会の実施	令和4年4月下旬
現地見学会の実施	令和4年5月中旬

実 施 事 項	日 程
募集要項等に関する質問、意見等の受付	入札公告日 ～令和4年5月下旬
募集要項等に関する質問、意見等への回答公表	令和4年6月中旬
参加表明書等の受付	令和4年6月下旬
参加資格確認結果の通知	令和4年7月上旬
提案書類の受付	令和4年9月下旬
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年11月下旬
優先交渉権者決定 ・ 公表	令和5年1月中旬
基本契約の締結	令和5年1月下旬
事業契約の締結	令和5年4月上旬

（所 見）

登米市保呂羽浄水場は、建設から40年以上が経過したことと同時に、近年では水源となる北上川において、ゲリラ豪雨に伴う急激な濁度の上昇、河川水のpH 上昇などの水質異常が頻発してきている。

一方ではクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物への対策として、ろ過池出口濁度 0.1 度の維持が求められ、これまでは浄水場従事者の知識や経験に基づき対応してきたが、将来をみすえると水質異常時の対応が難しくなってきたことから、登米市水道事業施設更新計画に基づき、保呂羽浄水場再構築事業をより安全・安心な浄水水質として確保するため、膜ろ過方式による浄水場の更新を行うとしている。

本事業は、浄水場の再構築において、既存の急速ろ過方式を稼働しながら同一敷地内で膜ろ過方式への切り替えを行う。本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率的かつ安全な工事の実施と、水道サービス向上に資する安定的な事業の整備を、設計・施工・保全管理一括発注方式（DBM方式）で実施するにあたり、事業者の選定は公募型プロポーザル方式により行う計画となっている。

膜ろ過方式に切り替えることでランニングコストは高くなるが、安全・安心の浄水を優先させることが最も重要であると考えている。

今後、料金改定も検討されるようだが、水道料金はできるだけ低く抑え、市民生活に寄り添ったサービスの提供を望むものである。

■登米市国土強靱化地域計画（素案）について

（概 要）

市が策定に向け検討を行っている「登米市国土強靱化地域計画」の素案について調査したもの。

1. 計画策定の背景

国は、平成 25 年 12 月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定された。

この基本法第 4 条には、地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有している。」と規定されており、第 13 条では国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る計画等の指針となるべきものとして策定できることが定められている。

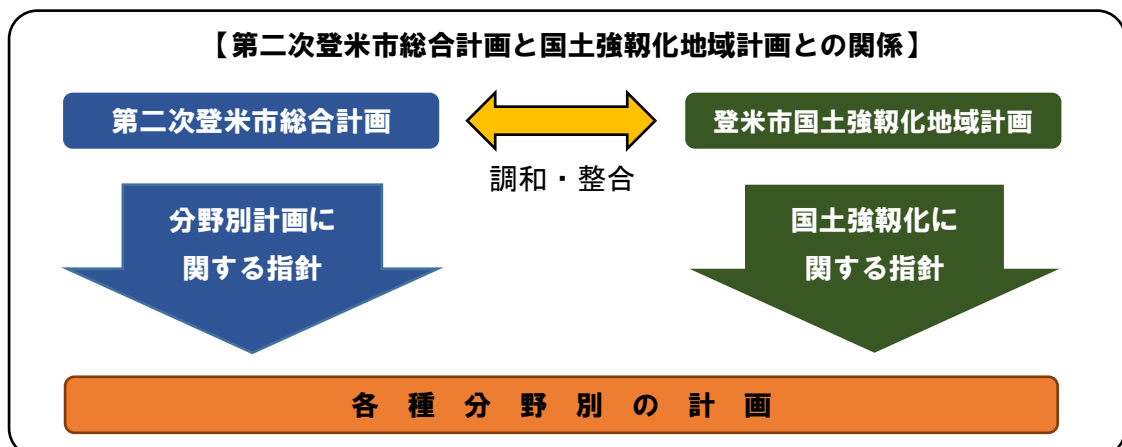
2. 計画概要

（1）計画の趣旨

東日本大震災の経験、令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、「強くしなやかな地域づくり」に向けた取組を持続的に展開するため、宮城県国土強靱化地域計画と調和を図りながら登米市国土強靱化地域計画を策定するもの。

（2）計画の位置付け

市地域計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、本市のまちづくりの指針である第二次登米市総合計画と調和、整合を図りながら、本市における国土強靱化に関して、各種分野計画等の指針となるもの。



(3) 計画期間

本計画の対象期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

(4) 本計画の対象想定災害

ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

(5) 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4項目を「基本目標」とする。

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- ④迅速な復旧復興が図られる

(6) 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8項目を「事前に備える目標」とする。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(7) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、県地域計画における29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本としながら、本市における過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、24の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

(8) 国土強靱化施策（施策分野別）の推進方針

脆弱性の評価結果を踏まえたリスクシナリオ別の推進方針を、施策分野別に組み替え、20の項目で推進方針を整理する。

分野	施策分野	主な国土強靱化推進方針
個別施策分野	①行政機能・防災体制	業務継続性の確保、体制整備、地域防災力の向上
	②住宅・都市	建築物の耐震化・長寿命化、ライフラインの耐震化・長寿命化、被災者の住宅対策等
	③保健医療福祉	医療提供体制の整備、保健福祉対策
	④環境	自然環境、衛生環境
	⑤農林	農林業生産基盤の保全、森林整備
	⑥産業構造	市内企業のBCP策定の促進、産業施設の防災対策
	⑦交通・物流	交通基盤の維持等、災害時の物流対策
	⑧市土保全・土地利用	治山・河川管理、防災まちづくりへの対応
横断的施策分野	⑨リスクコミュニケーション・地域づくり	防災教育、自助・共助の取組の推進

(9) 計画の推進

市民・企業との協働

- ・地域防災力の強化を図る取組を推進するとともに、住民同士の地域内での関係性の構築や共助体制を強化

関係機関との連携

- ・各部・各総合支所等との密接な連携、国・県等の関係機関との連携及び平常時からの関係性の構築

P D C Aサイクルの確立

- ・P D C Aサイクルを通じた継続的な検証・改善、必要に応じて計画内容の見直し

施策分野別指標（K P I）

- ・施策分野別の関連事業などの進捗管理や指標（K P I）は総合計画と同様に管理し、効果的かつ効率的に事業を推進

（所 見）

東日本大震災は、本市においても人的被害や住家等に甚大な被害をもたらしたが、国は大規模自然災害に備えて、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を施行した。また、この基本法においては「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」としたことにより、本市においても宮城県国土強靱化地域計画と調和を図りながら登米市国土強靱化地域計画を策定するものとして説明を受けた。

素案のため、大まかな柱ごとの趣旨説明を受けたが、細目については、今後のパブリックコメントや議会の意見を踏まえ進められたい。

本市の地形やアクセス、河川の配置や地域ごとの特徴などを、この計画にどこまで落とし込めるかが課題になると捉え、今後も調査を行っていききたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【協 議】

1. 日 時：令和4年1月17日(月) 午前10時15分～午前11時40分

2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室

3. 協 議：意見募集の結果について

4. 出席者：委員長 須藤 幸喜、副委員長 八木 しみ子
委 員 熊谷 康信、鈴木 実、首藤 忠則、岩淵 正宏、
伊藤 栄、氏家 英人

(議会事務局) 主査 大久保 潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

■意見募集の結果について

(概 要)

本市議会が実施した「意見募集」の結果を受け、意見の内容を確認するとともに、取扱いについて委員間討議した。

1. テーマの選定の経過

令和3年5月より、NHK連続テレビ小説「おかえりモネ」が放映された。ロケ地に本市が選ばれたこともあり、全国に登米市を発信する機会を得た。募集にあたり多くの意見を収集するため、年齢性別を問わず誰もが意見を出しやすく、市の政策に対し一助となり得る題材を選択した。

本市には観光シティプロモーション課があり、交流人口の拡大、移住定住を推進していることもあり、「ドラマの盛り上がりを活かす観光のあり方について」をテーマに決定した。

2. 意見募集の結果

「ドラマの盛り上がりを活かす観光のあり方について」のテーマに対し、135人から意見をいただいた。うち、小中学生で102件、30代5件、40代5件、50代9件、60代8件、70代以上3件、年齢未回答3件であり、男女別では男性66人、女性64人、未回答5人だった。

意見の概要については、①ドラマを活かし、観光へ結ぶ（ドラマ出演者によるイベント）、②食や特産品を活かした観光、③従来の観光資源の有効活用、④観光地へのアクセス強化と連携など、ドラマ利用の多くの提案がある一方で、ドラマだけでない観光のあり方や宣伝方法等にも多くの意見があった。

(所 見)

すでに取り組まれている意見も多数いただいた。小学生から70歳以上の方々まで、幅広く意見を伺うことが出来たことは、多くの世代で登米市を盛り上げたいという思いの表れであると推察する。

ドラマで取り上げられた、「山のまち」、「木のまち」、「自然環境豊かなまち」、薪能を代表とする「伝統文化のまち」を活かした取組が必要であり、付加価値を付けていかなければならないと再認識するところである。また、多くの漫画家の出身地でもあるため、「アニメのまち」をキーワードに、アニメ・デザイン専門学校誘致等の意見や、気仙沼市との観光連携の意見もあり、検討に値する提案もいただいた。

総じて、一過性の盛り上がりであってはならない。出演者関係のイベントは長く続かないものと思い、ここ2～3年でさらに登米市を知ってもらうことが必

須である。ふるさと応援寄附金が増えたように、「応援団を増やす」、「行ってみ
たいを増やす」、さらには「住んでみたいを増やす」ことが出来るように、取組
を強化しなければならない。

観光シティプロモーション課の設置意義を共有し、当委員会も協議の場を増
やし、提案・提言に努めていきたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和4年1月31日(月) 午前11時～正午
2. 場 所：仙台市 旧仙台学寮
3. 事 件：
＜総務部・産業経済部＞
旧仙台学寮の利活用検討に係る現地調査について
4. 出 席 者：委員長 須藤 幸喜、副委員長 八木 しみ子
委 員 熊谷 康信、鈴木 実、首藤 忠則、岩淵 正宏、
伊藤 栄、氏家 英人

(総 務 部) 部長 丸山 仁、理事兼政策推進監 小野寺 憲司、
公共施設利活用専門監 箕浦 国彦

(産業経済部) 地域ビジネス支援課長 佐藤 貴光

(議会事務局) 主査 大久保 潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■旧仙台学寮の利活用検討に係る現地調査について

(概 要)

平成 31 年 4 月に条例を廃止し、現在、利活用の検討が進められている「旧仙台学寮」について現地調査するとともに、併設する登米物産館の運営状況を調査した。

【旧仙台学寮】

1. 施設の概要

(1) 設置目的等

昭和 27 年 4 月に旧登米町において、仙台周辺の大学、その他学校に進学する生徒を支援するために開設され、昭和 56 年 7 月に現在の建物に改築されている。また、平成 18 年に登米市物産直売所（運営：登米市観光物産協会）が併設され、登米市物産の仙台アンテナショップとしての役割を担っている。

(2) 敷地、建物概要

- ①所 在 地 仙台市青葉区堤町一丁目 204 番地 7
- ②構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
- ③延床面積 487.80 m² (学寮部分 393.94 m²、物産館部分 93.86 m²)
- ④敷地面積 812.33 m² (学寮部分 424.83 m²、物産館部分 387.5 m²)
- ⑤概 要 1 階 4 室 (1 人部屋)、2 階 6 室 (1 人部屋 4 室、2 人部屋 2 室)
定員 12 名
- ⑥竣 工 昭和 56 年 (築 40 年)、物産館併設
- ⑦そ の 他 平成 31 年 4 月 仙台学寮条例廃止



旧仙台学寮



施設全景（物産館併設）

【登米物産館】

1. 経緯

昭和 56 年 7 月に仙台学寮の新築にあたり、一部を登米町物産コーナーとして併設し、登米町の物産館として開店。(株)とよま振興公社が月 2 回の販売を実施。

平成 19 年 3 月 28 日、市産農産物や特産品を広く P R するとともに、農家収入の増加に寄与することを目的に、仙台学寮に併設している登米物産館をオープンした。

2. 売上・入込客数

年 度	売 上	前 年 比	入込客数	前 年 比
H 2 8	59,917,607 円	99.95%	48,796 人	101.58%
H 2 9	50,592,477 円	84.44%	45,408 人	93.06%
H 3 0	50,769,589 円	100.35%	46,331 人	102.03%
R 1	34,230,656 円	67.42%	39,122 人	84.44%
R 2	42,183,008 円	123.23%	47,814 人	122.21%

3. 出店数（R 3.12 月現在）

個 人 ・ 法 人	6 8 社
-----------	-------



（所 見）

旧仙台学寮は、旧登米町において、仙台周辺の大学、その他学校に進学する学生を支援するために開設された、他の自治体に類のない施設である。

しかし、施設・設備の老朽化や学生を取り巻く社会情勢の変化などにより、平成31年3月をもって閉寮した。

長年にわたり多くの学生を支援するなど、一定の役割を果たした当該施設は、今後は利活用という新たな検討段階に入っている。市では、令和元年度に利活用可能性調査業務で、民間建設事業者8社を対象にヒアリングを実施し、市民に対してはアイデアを募集した。また、市役所内では部局を横断した「検討プロジェクト推進チーム」を立ち上げて、利活用の調査・検討を行ってきた。

検討の結果、「土地は民間へ貸付し、地代は本市の子供たちの未来を育む教育資金とする。」という方向性を導き出したことは評価をするところであるが、課題は民間事業者の確保であると認識している。

当該地は、商業地域と住居地域にまたがっており、事業敷地としての好条件を備えている。この高いポテンシャルを活かし、民間貸付の公募要件には、物産・観光の拠点となるテナントを設置・運営することが検討されている。

今後、民間貸付によって、様々な可能性の中から最適な活用方法が見出せるよう、市民アイデアの募集で提案された意見を踏まえ、検討を進められたい。